

「雇用・不況対策条例」制定についての申し入れ書

わが議員団は、既定府議会において、越中議員が自民党政権の進める「産業構造調整」政策と田高政策の結果、労働者の雇用問題と田中小企業経営がひどく厳しい状況に陥り込んでいることを指摘しました。その為に本府が悪い切った施設を講じる必要があるとして、政府が進めていた「経済構造調整」政策の中止を國に求めるとして、大企業の横暴を抑制し、知事に調査・勧告権を与えるよう國に働きかけたが、北部における不況指定地域への公共投資をおもこきして進むべし、府下中小企業の体質強化への援助を強化するいふ内容をすり、「雇用・不況対策条例」を制定し、労働者の諸権利と雇用を守り、中小企業の振興で地域の活性化をはかるべしを求めていたといふあります。

府下における経済の進行が、わが議員団の提案の具体化の緊急性・必要性をあらためて示しておきます。田高政策として大手企業は一ヶ月四千十日、あるいはもう少し極端な田高を先取りした新しい「合理化」計画を行つて、生産効率の引き上げやロボット・タウゴの目標を割り出され、一層の人員削減の押しつけ、下請け中小企業の大額単価の扱うつけの悪さが強化してきて

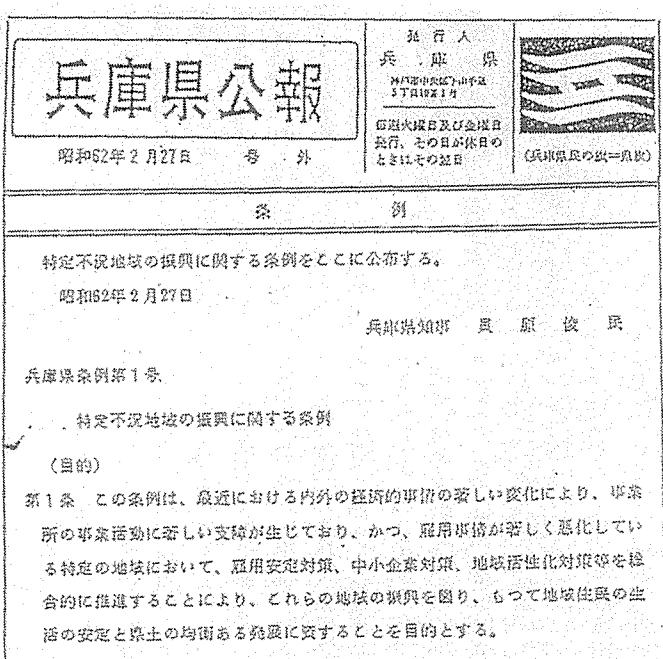
います。

その一方では、最近の調査によつても、府内企業の十七社がアメリカをはじめ東南アジアに拠点をもつけて海外進出し、一万七千人からの現地労働者を雇用しています。こうした状況のもとで、府内の機械金属関係を中心とした中小企業の経営悪化、西陣、丹後をはじめとする織維産業の長期にわたる低迷の進行、増え続ける失業者が六十年国勢調査時よりもすでに四万六千四百人となりました。府民生活と経済活動に活力を失いつつあります。

そこでわが議員団は大企業の社会的責任を明確にして、労働者の不当な首切りや、出向、配属転換や、中小企業への単純切り下げや取扱引きの縮小、または停止などを規制するべしと、同時に本府自ら地元中小企業へおもこきいた官公需発注を行なうなど本府経済の活性化をはかるべきであると考ります。

以上によつて、「雇用・不況対策条例」大綱を提出し、その趣旨を図られるより、知事に強く求めるとともに、京都府知事に対し「雇用・不況対策条例」を制定するよう申し入れておきます。

共産党・革新共同議員団は、上記の通り十九日、鶴田隆夫、大塚元子両議員に対し「雇用・不況対策条例」を制定するよう申し入れておきました。



兵庫県の「特定不況地域の振興に関する条例」を調査

一九八七年三月十六日
京都府知事 荒瀬謙一殿

日本共产党・革新共同京都府議会議員団

